明日香村建設工事発注基準

(目的)

第1条 明日香村が施工する建設工事の発注については、別に定めるもののほか、この基準による ものとする。

(発注方法)

第2条 建設工事の発注方式は、原則として一般競争入札とする。ただし、特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事等については、指名競争入札又は随意契約をすることができる。 (発注基準及び選定基準)

第3条 明日香村建設工事請負業者の格付要領第7条に規定する等級に対応する発注金額は次のとおりとする。ただし、工事内容、施工条件、受注手持状況及び地理的条件等により特に必要があると認められる場合は、対応する等級の上位及び下位に属する業者を選定することができる。

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事
Α	設計金額 1,000 万円以上	設計金額 1,000 万円以上
В	設計金額 1,000 万円未満	設計金額 1,000 万円未満

2 指名競争入札により実施するときは、工事内容、工事規模、施工条件、受注手持状況、地理的 条件等を考慮し業者を選定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成20年5月1日から施行する。

(明日香村建設工事請負業者選定要領の廃止)

2 明日香村建設工事請負業者選定要領(平成3年4月22日制定)は廃止する。 附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。